

特別な支援が必要なお子さんの就学

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

個別の教育的ニーズがある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みとして、通常の学級のほかに、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」があります。

特別支援学校、特別支援学級、通常学級の違いは？

特別支援学校や特別支援学級では、障がいのあるお子さんの支援が必要な状況に応じて、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施しています。



	通常の学級	特別支援学級	特別支援学校
概要	特別支援学級、特別支援学校以外の学級を言います。	障がいの種別ごとの学級を編制し、子ども一人一人に応じた教育を実施します。	障がいの程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を実施します。
学級編制	1学級35人	1学級8人	1学級6人 ※重複障がいの場合、1学級3人
教育課程	小・中学校の学習指導要領に沿って編成します。支援が必要な状況に応じて、特別支援員を配置し、学級のサポートに入ります。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領を参考に編成しますが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程を編成し、教育活動を行います。	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施します。障がいの状態に応じた弾力的な教育課程を編成します。※知的障害者を教育する特別支援学校では、他の障がい種と異なる教育課程を編成
特徴	先生の指示を受けて、集団で行動できることが必要です。	支援が必要な状況に応じて、通常の学級と交流を行い、一緒に活動・学習を行います。	障がいや特性に合わせて、きめ細かな教育を受けることができます。

この他に、通級による指導として、金ヶ崎小学校に「ことばの教室」があります。



園児児童生徒の成長や発達に合わせて総合的な判断を行い、必要に応じて就学先の決定（または変更の決定）を行います。
※就学先の見直しは基本的に年度単位で行います。

【問合せ先】金ヶ崎町教育委員会事務局

電話 0197-42-2111

【よくある質問】

- 1 子どものことで心配なこと、相談したいことがあります。
⇒ まずは、在籍園・在籍学校にご相談ください。教育委員会事務局に直接ご相談をいただいても結構です。
- 2 来年度就学なので学校見学（町立学校または県立特別支援学校）を希望していますが、見学はできますか。
⇒ 見学できます。現在在籍している園を通じて、教育委員会にご連絡ください。
- 3 就学前の発達検査を勧められましたが、なぜ必要ですか。
⇒ お子さんの理解面や身体能力等の発達・成長がどの段階にあるのかを把握することで、小学校就学後の教育や支援の相談・計画に役立てることができます。
- 4 特別支援学級に在籍すると、小学校の間ずっと特別支援学級に在籍することになりますか。
⇒ 成長や発達に合わせて「子どもに合った学びの場」を検討する必要があります。特別支援学級から通常学級、通常学級から特別支援学級、特別支援学級から特別支援学校等、状況に合わせて年度単位で見直しを行います。



【参考】下記のような状況に該当する場合は、就学先について園、学校または教育委員会へご相談ください。

※特別支援学校、特別支援学級等の対象となる障がいの種類及び程度（学校教育法施行令第22条の3）

特別支援学校	特別支援学級
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。
	自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの